○内閣府農林水産省令第七号

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣　菅　直人
農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第三項を次のように改める。

3　法第十条第六項第十四号の主務省令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。）について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで又は第四号（ニを除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

第十条の十四第二号トを次のように改める。

ト　商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る権利

第三十四条第二項中「商品取引所法第二条第十六項」を「商品先物取引法第二条第二十一項」に改める。

第三十五条第二項第八号中「それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに」に、「証票その他の物」を「カードその他の物」に、「「証票等」を「カード等」に、「証票等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「カード等を提示し若しくは通知して、又はそのカード等と引換えに」に、「を交付する」を「の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。次号において同じ。）をする」に改め、同項第九号中「証票等」を「カード等」に、「を交付し」を「の交付をし」に改める。

第五十七条の七第三号イ(1)中「並びに第六号ハ及びニ」を「、第六号ハ及び第七号ロ」に改め、同条第六号中「次のいずれにも該当しないことにより、準用銀行法第五十二条の三十八第一項第三号に規定する特定信用事業代理業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められ」を「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当し」に改め、同号中ニを削り、ホをニとし、へをホとし、同条に次の一号を加える。

七　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合を除き、特定信用事業代理業として行う法第九十二条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次のいずれにも該当すること。

イ　貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ　規格化された貸付商品であって当該契約の締結に係る審査に関与するものでないこと。

ハ　兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、特定信用事業代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

第五十七条の十一第三項中「に掲げる事項に該当しない」を「又は第七号に掲げる事項に該当する」に改める。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の十五第二号トを次のように改める。

ト　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る権利

第二十六条第四項第七号中「それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに」に、「証票その他の物」を「カードその他の物」に、「「証票等」を「カード等」に、「証票等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「カード等を提示し若しくは通知して、又はそのカード等と引換えに」に、「を交付する」を「の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。次号において同じ。）をする」に改め、同項第八号中「証票等」を「カード等」に、「を交付し」を「の交付をし」に改める。

第二十七条第二項中「商品取引所法第二条第十六項」を「商品先物取引法第二条第二十一項」に改める。

第五十条の七第三号イ(1)中「並びに第六号ハ及びニ」を「、第六号ハ及び第七号ロ」に改め、同条第六号中「次のいずれにも該当しないことにより、準用銀行法第五十二条の三十八第一項第三号に規定するその特定信用事業代理業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められ」を「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当し」に改め、同号中ニを削り、ホをニとし、へをホとし、同条に次の一号を加える。

七　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合を除き、特定信用事業代理業として行う法第百二十一条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為（所属組合が受け入れたその利用者の貯金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次のいずれにも該当すること。

イ　貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ　規格化された貸付商品であって当該契約の締結に係る審査に関与するものでないこと。

ハ　兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、特定信用事業代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

第五十条の十一第三項中「に掲げる事項に該当しない」を「又は第七号に掲げる事項に該当する」に改める。